

平成 19 年 5 月 28 日

各 位

東京都文京区白山五丁目 1 番 3 号

株式会社ピーマップ

代表取締役社長 杉野 文則

(大証ヘラクレス：4316)

問合せ先：経営企画部長 大谷 英也

(電話 03-5842-5033)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の第 9 期定時株主総会にて「定款の一部変更の件」につきまして付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

高値買取要求を狙う買収等、濫用的な買収によって、当会社の企業価値及び株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、新たに第 8 章(買収防衛策)を設け、買収防衛策導入の目的と濫用的買収の類型、平時導入の買収防衛策に係る導入手続、有効期間、廃止手続、買収が濫用的買収に当たるか否か等の判断の公正性、合理性等を確保するためのピーマップ企業価値検討委員会の設置について、第 49 条から第 53 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 8 章 買収防衛策
(新設)	<p>(導入の目的および濫用型買収類型)</p> <p><u>第49条 当社は、以下に定める当社に対する濫用的な買収(以下「濫用的買収」という。)等によって、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入することができる。</u></p> <p><u><濫用的買収の類型></u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>買収にかかる株式の当社に対する高値買取要求を目的とする買収</u> — <u>反社会的勢力(テロ関連組織を含む)との取引等を目的とする買収</u> — <u>重要な会社資産を廉価に取得する、会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する等会社の犠牲の下に買収者又は特定の第三者の利益実現を目的とする買収</u> — <u>会社の重要な資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせ、もしくは、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを目的とする買収</u> — <u>強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収</u> — <u>当会社取締役会が株主総会の承認に基づき別途決定する敵対的企業買収防衛策に定める手続に違反する買収</u> — <u>前各号の他、当社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収</u> <p><u>なお、買収が上記 から の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第53条第1項に基づき設置される「ピーマッパ企業価値検討委員会」に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(買収防衛策導入手続)</p> <p><u>第50条 当社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に(濫用的買収者が現れる前に)買収防衛策を導入するときは、株主総会において承認を得るものとする。</u></p>
(新設)	<p>(買収防衛策の有効期間)</p> <p><u>第51条 買収防衛策は、株主総会の承認を得た後2年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の承認が得られなかったときは、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を速やかに講じなければならない。</u></p>
(新設)	<p>(買収防衛策の廃止)</p> <p><u>第52条 買収防衛策は、いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会決議をもってその全部または一部を廃止することができる。</u></p>
(新設)	<p>(ビーマップ企業価値検討委員会)</p> <p><u>第53条 当社は、当社の株式の大規模買付行為が濫用的買収に当たるかどうかの判断の公正性、合理性等を確保するため、ビーマップ企業価値検討委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 ビーマップ企業価値検討委員会の構成、委員の職務の内容等の細則の決定および委員の選任は、取締役会が行う。</u></p>

以 上